

最高裁秘書第2130号

令和8年6月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、大阪地方裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、下記3のとおり是正すべきと判断しましたので、通知します。

なお、是正後の開示に関する事項は、別途大阪地方裁判所から通知されます。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

大阪地裁作成の以下の文書

ア 4月期転入者向けの周知文書（令和7年度分）

イ 令和7年3月21日に開催された、裁判所・検察庁と大阪弁護士会の現・  
新正副会長の夕食懇談会に関する文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和7年10月30日付け（同年11月4日受付）

2 答申番号

令和8年度（情）答申第7号

3 判断及びその理由

(1) 1の(1)のアの開示申出に係る司法行政文書として、別紙記載1の文書が該当すると認められることから、別紙記載1の文書を対象文書として特定し、改め

て開示等の判断を行うこととした。

- (2) 1の(1)のイの開示申出に係る司法行政文書として、別紙記載2の文書が該当すると認められることから、別紙記載2の文書を対象文書として特定し、改めて開示等の判断を行うこととした。

別紙

- 1 2025年4月1日 件名：【提出依頼4／8（火）~~ル~~・人事給二】異動（転入）に伴う給与関係等書類について
- 2 2025年3月3日 件名：Re：3／21 裁判所・検察庁と当会の現・次期正副会長との懇談夕食会の開催通知の送付について